

《ご契約始期日が令和4年3月31日以前の自動車共済にご加入の皆さまへ》

# JA共済からのお知らせ

## JA 自動車共済 ご契約のしおり・約款の変更について

### ～しおり 第5章 安心サービスの一部変更～

平素はJA共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA共済では、自動車共済「ご契約のしおり・約款（令和4年4月1日以降始期日用）」のしおり 第5章 安心サービスの内容を従来のもより変更しております。

変更内容は、令和4年3月31日以前に締結されたご契約においても、その変更内容に準じて取り扱うことといたしますので、ご加入の皆さまへお知らせいたします。

#### 1. 変更内容(レッカー・ロードサービス)

##### (1) 一時保管にかかる時間延長について

これまでレッカー・ロードサービスをご利用した被共済自動車の一時保管については、24時間までをサービスとしておりましたが、サービスのご提供範囲の見直しを行い、48時間までに延長して、サービスの充実を図ります。

本内容については、公平性を保つため、令和4年3月31日以前の始期日で締結されたご契約においても、変更後の「ご契約のしおり・約款（令和4年4月1日以降始期日用）」の内容に準じて取り扱うことといたします。

なお、この取り扱いによりご利用者さまに不利益が生じることはありません。

##### (2) サービスをご利用いただく際の注意事項の追加

サービスをご利用いただく際の注意事項として、次の内容を追加いたします。

同一のサービスで著しく利用頻度が高い場合やサービスの趣旨等に照らして、サービスのご提供が適切でないとJA共済サポートセンターが判断する場合は、サービスのご提供を行わないことがあります。

なお、本注意事項については、令和4年4月1日以降を始期日とする契約に適用され、令和4年3月31日までの始期日とするご契約で、サービスをご利用する場合には適用されません。

(3) その他 (所要の整備)

レッカー・ロードサービスのご提供方式の変更に伴い、「ご契約のしおり・約款 (令和4年4月1日以降始期日用)」の一部記載が従来のものより変更されております。

なお、JA共済側の提供方式の変更のみとなりますので、ご利用者さまに不利益が生じることはなく、事故・トラブルの発生時のご連絡先に変更はありません。

※変更内容の詳細は、別添「ご契約のしおり・約款 (第5章安心サービス)」 (令和4年4月1日変更) の変更箇所について をご覧ください。

2. 効力発生日

令和4年4月1日

以 上